

「健康増進法施行令の一部を改正する政令（案）」等に関する  
御意見の募集について

平成30年12月21日  
厚生労働省健康局

平成30年7月25日に公布された「健康増進法の一部を改正する法律」は一部の規定を除き平成32年4月1日に施行することとなっていますが、これに伴い、「健康増進法施行令」等の改正を予定していますので、下記のとおり、御意見を募集します。

なお、お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 御意見募集対象

- ・ 健康増進法施行令の一部を改正する政令案（概要）
- ・ 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令案（概要）
- ・ 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）
- ・ 健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ（案）（概要）

2. 御意見募集期間

平成30年12月21日（金）～平成31年1月19日（土）

（郵送の場合についても、募集期間内の必着とします。）

3. 御意見の提出方法

御意見は次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。  
電話での御意見等については受け付けかねます。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォー  
へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」  
より提出を行ってください。

※御参考 電子政府総合窓口（e-Gov）<http://www.e-gov.go.jp/>

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省健康局健康課企画法令係宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3502-3099

厚生労働省健康局健康課企画法令係宛て

※FAXで提出される場合には、あらかじめ御連絡願います。  
健康課企画法令係 03-5253-1111 (内線 2974)

4. 御意見の提出上の注意

御意見については、件名に、「健康増進法施行令の一部を改正する政令(案)等について」と明記の上、日本語で御提出いただくよう願います。

また、御意見については、御意見の対象とする資料及びその該当部分について必ず明記の上、御提出いただくよう願います。

なお、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください(御意見の内容に不明があった場合等の連絡・確認のために使用します。)。また、提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。